

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年10月17日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 4件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	残留熱除去系ポンプ(B)点検終了後の残留熱除去系封水ポンプ起動時において、通常とは異なる弁構成状態で起動したことが認められたため、原因調査・対策検討。	GⅢ	
2	3号機	コントロール建屋と原子炉建屋付属棟間の連絡通路において、通路周辺のコンクリート亀裂部より漏えいしたと考えられる水溜まり(約300cc:非放射性)が認められたため、原因調査・対策検討。	GⅢ	
3	3号機	原子炉建屋とタービン建屋間の原子炉建屋付属棟屋上の空調ダクト(丸型)において、塗装の剥離が認められたため、当該ダクトを点検・修理。	対象外	H31.4.10再審議にてグレード変更 GⅢ→対象外
4	その他	1. 2号機用高圧電動機絶縁劣化診断装置の点検校正時において、部分放電校正器内直角波発生器の抵抗器とコンデンサ(蓄電器)が損傷していることが認められたため、当該機器を交換。	対象外	H27.7.13再審議にてグレード変更 GⅢ→対象外